



「タフビズ業務災害補償保険」は
ヘルマーク監製商品です。



疾病を補償する特約のご案内

最大
約**58%**^(※)
割引

全国中小企業団体中央会の 業務災害補償プラン

タフビズ業務災害補償保険

タフビズ業災 ヘルスケアPlus+



「タフビズ業災 ヘルスケアPlus+」は、疾病を補償するいずれかの特約（疾病補償（入院日額型）特約／疾病補償（医療費用実損型）特約）がセットされた業務災害補償保険のペットネームです。
当パンフレットは「業務災害補償プラン」に「疾病補償（入院日額型／医療費用実損型）特約」をセットした「タフビズ業災 ヘルスケアPlus+」のご案内となっております。それ以外の「業務災害補償プラン」の内容については「業務災害補償プラン」パンフレットをご確認ください。

保険期間

加入始期月1日午後4時～翌年同月1日午後4時

加入は毎月受付中！

お申込み月の翌月1日～1年間の保険期間でご加入いただけます

(※) 被保険者数割引20%、損害率による割引30%、リスク診断割引25%適用した場合（リスク診断割引は、告知内容によっては適用されない場合があります。）

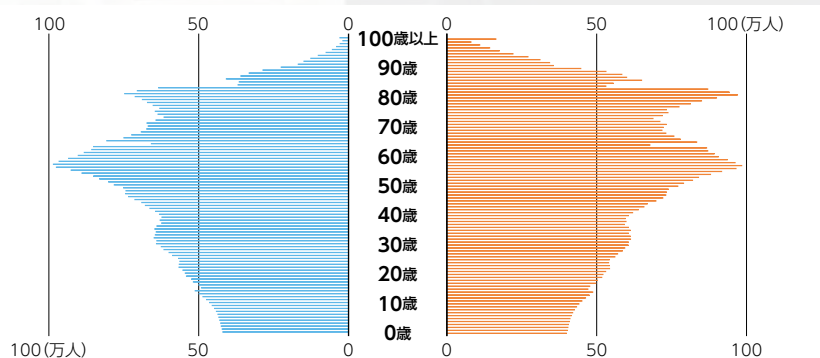
全国中小企業団体中央会

社会環境の変化により、働き手確保の重要

少子高齢化

- ▶ 2015年には約1億2,700万人だった人口が2030年には約1億1,600万人に減少し、65歳以上の高齢者人口は、2015年の約3,300万人から2030年には約3,700万人に増加します。
- ▶ なお、2030年の高齢化率(総人口における65歳以上人口の割合)は約31%になると推定されています。 ※2015年の高齢化率は、約27%

■ 人口ピラミッド(2030年)



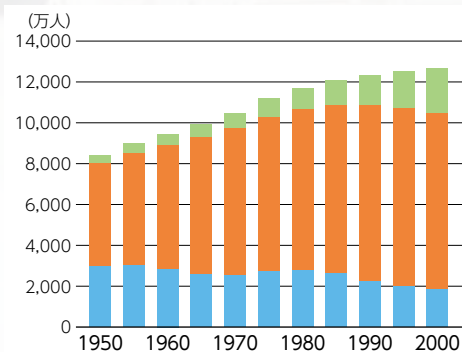
出典:「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)
https://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2017/pp_zenkoku2017.asp
 を加工して作成

労働人

- ▶ 労働人口は、2015年の7,629万減少します。(▲約10%)
- ▶ 高齢者を支える働き手世代は伴う労働力不足は今後ますますのため働き手の確保が企業の課題

※労働人口は、15歳から64歳が該当

■ 我が国の人口の推移

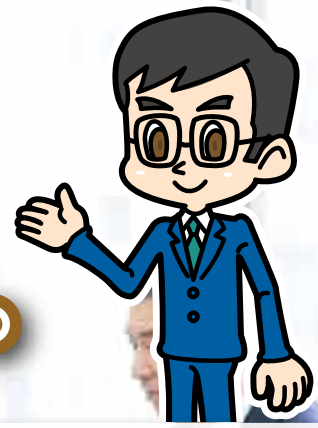


出典:2015年までは総務省「国勢調査」(年齢不
 人口問題研究所「日本の将来推計人口(平

タフビズ業災 ヘルスケアPlus+

- 1** 個別告知は不要で従業員の方を無記名で補償します。
 ※下請負人等や派遣、委託業者等は対象となりません。
- 2** 保険料は年令・性別に関わりなく、貴社の事業内容および売上高
 ※始期日時時点で満75歳以上の方は対象となりません。
- 3** 病気入院による公的医療保険制度の一部負担金、差額ベッド代、
 費用など実際に負担した治療費用を補償します。
 ※疾病補償(医療費用実損型) 特約をセットした場合

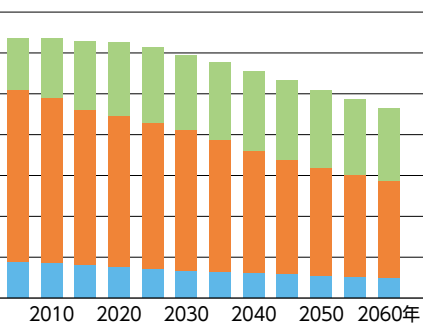
企業経営において 性が高まっています。



口の減少

人から2030年には6,875万人に
年々減少しており、少子高齢化等に
深刻化することが予想されます。そ
題となっています。

人口 ■ 15~64歳人口 ■ 65歳以上人口

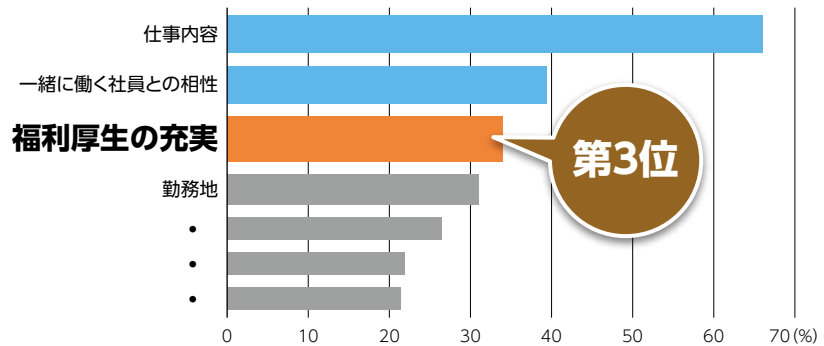


詳人口を含む)、2020年以降は国立社会保障・
成24年1月推計)」(出生中位・死亡中位推計)

価値観の変化

- ▶ 就活生の入社の決め手ランキングでは「福利厚生や手当の充実」が上位となっています。
- ▶ 福利厚生制度の充実をホームページ等でPRしている企業もあり、求職者が働きやすさや環境を重視する傾向が高まっていることがうかがえます。

■ 就職活動の企業選びにおいて、重視すること(複数回答可)

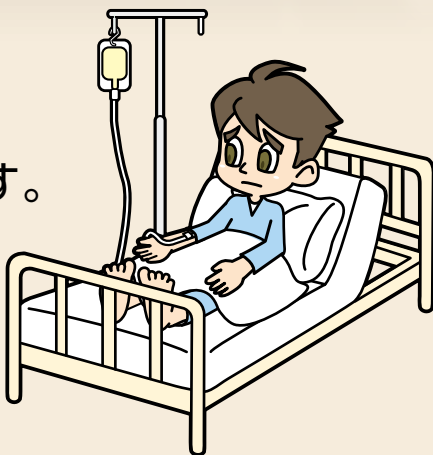


出典:株式会社学情「あさがくナビ2023登録会員対象 2023年卒学生の就職意識調査(企業の
ビジョン・パーパス(存在意義)2021年12月版」<https://service.gakujo.ne.jp/211223>

の主な特長

により決定します。

先進医療の



詳しい補償内容は
次のページへ



業務外疾病への補償・

労働人口が減少する中で働き手を確保していくために重要となる、



まだ誰も知らない安心を、ともに。

シーエスバイ

バイ

ディーエックス

CSV × DX

Creating Shared Valueの略語
社会との共通価値を創造していくこと

デジタルトランスフォーメーションの略語
デジタル技術を活用し、価値を変革させること

デジタル技術の活用で、さまざまな課題を解決。

お客さま・地域・社会と“ともに”よりよい未来を実現します。

タフビズ業災 ヘルスケアPlus+

「タフビズ業災 ヘルスケアPlus+」は、疾病を補償するいずれかの特約（疾病補償（入院日額型

- 企業にとって従業員はステークホルダーに位置付けられ、従業員を守る経営は、ESGのG=ガバナンスやSDGsの目標8「働きがいも経済成長も」に直結する重要な社会課題です。
- タフビズ業災 ヘルスケアPlus+は、**業務外疾病補償**と**ヘルスケアサービス**で、福利厚生の充実を通じて「採用」「雇用継続」「高齢者雇用」といった人財確保課題の解決をサポートします。

未然に防ぐ

ヘルスケアサービス

無償 ヘルスケアアプリ「ココカラダイアリー」
健康状態や運動・食事・睡眠等日々の行動の把握・記録が可能。

有償 がんリスク検査サポート
がんリスクの検査キットを提供し、高リスク判定が出た際には精密検査を実施。

サービス①

福利厚生の充実に資する補償や健康経営に役立つサービスを提供します。

労働人口減少に伴う人財確保課題の顕在化や高齢者雇用の進展などさまざまな環境変化が起こる中、お客さま・地域・社会とともに、特色ある商品・サービスを通じて社会・地域課題の解決に取り組んでいます。



タフ Biz 業災 
ヘルスケア **Plus+**

) 特約／疾病補償 (医療費用実損型) 特約) がセットされた業務災害補償保険のペットネームです。

充実した補償

業務外疾病

疾病補償 (入院日額型) 特約

疾病補償 (医療費用実損型) 特約

特定疾病 (八大疾病および精神障害) のみ
補償特約 (疾病補償特約用)

05 ~ 06 ページ

影響を減らし、回復を支援する

ヘルスケアサービス

有償 産業医紹介サービス

産業医を紹介し、長時間労働者の面接指導や、高ストレス者面接指導等を実施。疾病の発病・悪化を予防。

07 ~ 08 ページ

業務外疾病への補償

労働人口が減少する中で働き手を確保していくために重要となる、

役員・従業員の方の病気を幅広く補償する**2つ**の特約をご用意しています。

1 疾病補償(入院日額型)特約

補償対象者が疾病^①を発病し、その直接の結果として日本国内において入院^②を開始した場合に、事業者が従業員等に対して負担した補償金を入院日数に応じて定額で補償します。

選択可能な 支払限度日数	<input type="checkbox"/> 30日 <input type="checkbox"/> 60日 <input type="checkbox"/> 90日 <input type="checkbox"/> 120日 <input type="checkbox"/> 180日
保険金日額	入院補償保険金日額以下かつ 30,000円以下で設定
保険金のお支払額	保険金支払限度日額×入院日数

具体例

従業員ががんを発病し180日にわたり入院したことに對して、会社が補償金を支払った。



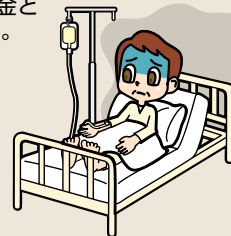
2 疾病補償(医療費用実損型)特約

補償対象者が疾病^①により、日本国内において入院^②した場合または先進医療等の治療を受けた場合に、事業者が従業員等に対して負担した「治療費用」「入院諸費用」「先進医療^③、拡大治験^④、患者申出療養^⑤にかかる費用」を実費で補償します。

対象となる 費用	① 治療費用 (公的医療保険制度における一部負担金) ② 入院諸費用 ・差額ベッド代 ・付添親族の交通費、寝具等の使用料 ・ホームヘルパー雇入費用 ・入院、退院時の交通費 ・食事療養費 ③ 先進医療、拡大治験、患者申出療養にかかる費用 (交通費や宿泊費を含みます)
	対象となる費用①② 合算で100万円(補償対象者1名/入院1回につき) 対象となる費用③ 1,000万円(補償対象者1名/治療1回につき)
支払 限度額	

具体例

従業員が疾病により入院したことにより発生した、療養費や交通費等の諸費用を会社が補償金として支払った。



疾病補償(入院日額型)特約・疾病補償(医療費用実損型)特約 | ご契約時のご注意

■ ご契約いただける条件について

契約方式ごとに、以下の条件があります。

〈売上高方式〉でご契約の場合…売上高1億円以上 〈人数方式〉でご契約の場合…補償対象者5名以上

■ 補償の対象となる方

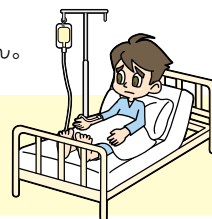
「役員、従業員」または「従業員」の方が対象です。ただし、始期日における満年齢が75歳以上の方は対象になりません。補償対象者の範囲を別途定めていますので、詳細は9ページをご参照ください。



上記2つの特約と同時にセットすることで、補償対象となる疾病の範囲を限定する

特定疾病(八大疾病^⑥および精神障害)のみ補償特約(疾病補償特約用)

もご用意しています。



用語の
ご説明

① 疾病

補償対象者が被った身体の障害のうち、次のいずれにも該当しないものをいいます。

- ① 傷害 ② 業務に起因して発生した症状
③ 労災認定された疾病等 ④ 職業性疾病

② 入院

自宅等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

③ 先進医療

治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限ります。

④ 拡大治験

医薬品、医療機器性及び安全性の確率第2条第17項に係る診療のうち、人施される治験をい

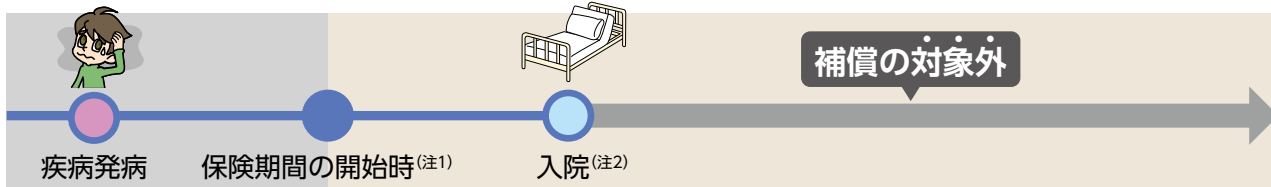
サービス②

福利厚生の実に資する補償や健康経営に役立つサービスを提供します。

■ 保険期間と保険金を支払う場合の関係

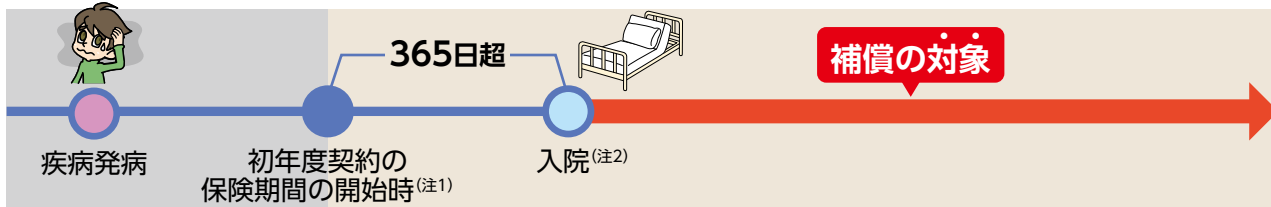
〈初年度契約の場合〉

疾病を発病した時が保険期間の開始時^(注1)より前である場合は、保険金のお支払いの対象になりません。



〈継続契約の場合〉

初年度契約の保険期間の開始時^(注1)から365日を経過した日の翌日以降に開始した入院^(注2)の場合、疾病を発病した時によらず補償対象となります。



(注1) 保険期間の途中で補償対象者となった方(例:新入社員など)については、補償対象者となった時をいいます。

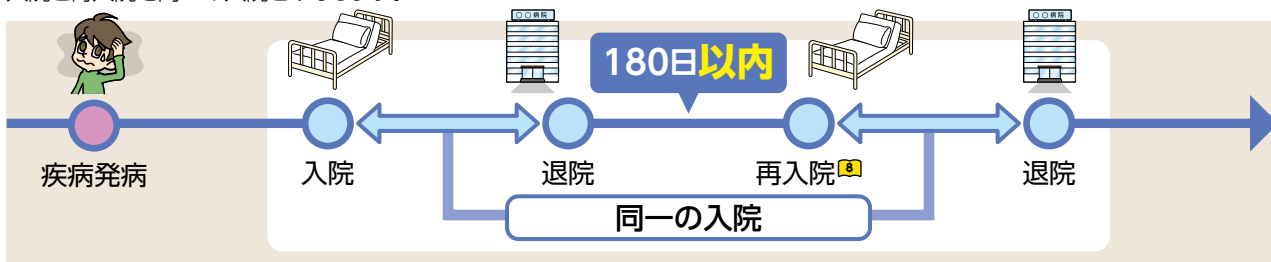
(注2) 疾病補償(入院日額型)特約の場合は入院を開始した日、疾病補償(医療費用実損型)特約の場合は入院を開始した日またはその疾病の治療のために先進医療、拡大治療もしくは患者申出療養を受けた日をいいます。

※直前のご契約が、当社以外の保険会社の同種の損害を補償する契約であっても、継続契約とみなせる場合があります。

■ 退院後に再入院した場合の取扱い

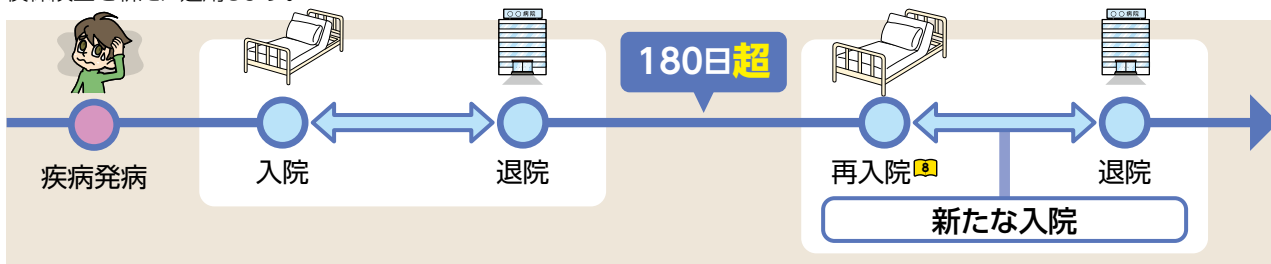
〈再入院まで180日以内〉

最初の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内にその入院の原因となった疾病⁷により再入院⁸となった場合は、初めての入院と再入院を同一の入院とみなします。



〈再入院まで180日超〉

最初の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降にその入院の原因となった疾病⁷により再入院⁸となった場合は、再入院は新たな疾病による入院とします。再入院に対して保険金を支払う際は、疾病入院補償保険金、疾病医療費用補償保険金を新たに適用します。



5 患者申出療養

等の品質、有効保等に関する法規定する治験に道的見地から実

厚生労働省告示に基づき定められている患者申出療養をいいます。ただし、その療養を適切に実施できるものとして主務大臣に個別に認められた病院等において行われるものに限ります。

6 八大疾病

悪性新生物(がん)、急性心筋梗塞、脳卒中、高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎をいいます。

7 入院の原因となった疾病

入院の原因となった疾病には、その疾病と医学上因果関係がある疾病(医学上重要な関係にある一連の疾病をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の疾病として取り扱います。)を含みます。

8 再入院

前の入院の原因となった疾病と医学上重要な関係があると医師が診断した結果、再度入院することをいいます。

業務外疾病への補償・

労働人口が減少する中で働き手を確保していくために重要となる、

ヘルスケア

無償サービスのご案内

ヘルスケアアプリ「ココカラダイアリー」+法人向け機能



- スマートフォンアプリで「**運動・食事・睡眠**」をはじめ、体重や体脂肪率、体温や血圧等、**カラダの気になる指標を記録**できます。
- 法人向け機能をお申込みいただくと、**管理者向け専用Webサイト**をご提供します。
- 従業員のデータを活用した「**企業内歩数ランキング**」や「**ウォーキングキャンペーン**」開催など、**健康経営の実践**にご活用いただけます。

活用例 1

「歩数ランキング機能」では、社内のランキングを表示します。ウォーキングキャンペーンに有効です。

活用例 2

「ポイント管理機能」を利用して、企業独自のポイントプログラムを簡単に企画、管理することができます。

活用例 3

お知らせ機能を利用して、健康診断の受診勧奨や、健康指導・アドバイスを行うことができます。

ご利用方法



法人向け機能

Webフォームから、貴社名、ご担当者さまのお名前、メールアドレス等をご入力いただき、お申し込みください。

<https://moweb.jp/kokokaraform/>

※利用規約は上記ページからご確認ください。

スマートフォンアプリ

法人向け機能のお申込み前でもご利用いただけます。アプリストアで検索し、ダウンロードしてください。

ココカラダイアリー

ご利用料金

スマートフォンアプリ・法人向け機能ともに無料

[ご注意]

- 各サービスは、タフビズ業務災害補償保険ならびにタフビズ業災 ヘルスケアPlus+をご契約されていないお客さまでもご利用いただけます。
- 「がんリスク検査サポート」は匠ワランティアンドプロテクション株式会社^(注)が、「産業医紹介サービス」は株式会社エムステージが提供します。
(注)「検査結果サポートデスク」はティーベック株式会社に業務委託しています。
- サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
- 各ヘルスケアサービスに関する詳細は、弊社営業担当者までお問い合わせください。

サービス③

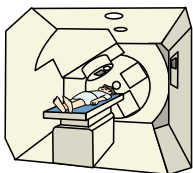
福利厚生の実に資する補償や健康経営に役立つサービスを提供します。

サービス

有償サービスのご紹介

がんリスク検査サポート

- 尿を検体として**自宅から郵送**するだけで手軽に**全身のがんリスク検査**ができます。
- 検査結果で**高リスク**となった場合、全国の指定医療機関で**精密検査を無料^(注)**で受診できます。



就寝前に
ALAカプセルを
飲み、翌朝採尿



検体を
ポストに
投函



メールで
検査結果が
届く

- 検査セットが届いたら自宅で採尿してポスト投函するだけで、がんのリスク検査が受けられます。
 - 検査後、結果について「検査結果サポートデスク」で専門スタッフに相談ができます。
 - リスクが高いと判定された場合、全国約800の提携医療機関で、**無料^(注)**でがんドックが受診できます。
- (注) がんドック受診の上限金額は20万円(税込)です。

ご利用 方法

専用Webサイトより詳細
のご確認とお申込みが可能
です。

[https://takumiwp.co.jp/
service/grks_AD/](https://takumiwp.co.jp/service/grks_AD/)

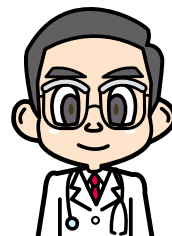


ご利用 料金

上記リンク先でご確認ください。

産業医紹介サービス

- 産業医面談等のサービスが**60分～**の**スポット**でもご利用いただけます。
- 健康診断後の就業判定**や、**長時間労働者の面接指導**など、法定の対応が必要となった際等にご活用ください。



嘱託産業医紹介サービス

嘱託産業医の選任や実務相談等のサポートを提供

スポット産業医紹介サービス

60分～1回ごと単発で、面接指導等の業務を提供

- 衛生委員会・衛生講話
- 職場巡視と報告書作成
- 検診結果のチェックと就業判定★
- 健康不調者、予備軍への面接指導★
- ストレスチェック実施者業務★
- 長時間労働者面接指導★
- 休職・復職者面談★
- メンタルヘルス面談★

※★のついている業務はスポットでも対応可能

ご利用 方法

ご利用 料金

弊社営業担当者までお問合わせください。

補償内容の詳細

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金の額)	
疾病補償 (入院日額型) 特約	疾病入院補償 保険金	<p>補償対象者が疾病を発病し、その直接の結果として日本国内の病院等で入院を開始した場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>※この特約において「疾病」とは補償対象者が被った身体の障害のうち、傷害、業務に起因して発生した症状、労災認定された疾病等、職業性疾病のいずれにも該当しないものをいいます。</p> <p>※この特約において、「補償対象者」とは、保険証券記載の補償対象者のうち、記名被保険者の構成員であって、次のいずれかに該当する方(始期日における満年齢が75才以上の方を除きます)とします。ただし、始期日以降に該当した構成員は、その日から補償対象者に該当するものとします。</p> <p>①健康保険法第3条第1項に規定する被保険者。ただし、同条第2項に規定する日雇特例被保険者および第4項に規定する任意継続被保険者を除きます。</p> <p>②国家公務員共済組合法第37条第1項および地方公務員等共済組合法第39条第1項に規定する組員</p>	<p>③私立学校教職員共済法第14条第1項に規定する教職員等</p> <p>④船員保険法第2条に規定する船員として船舶所有者に使用される者</p> <p>⑤雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者。ただし、第37条の2第1項に規定する高齢被保険者、第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者および第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除きます。</p> <p>⑥記名被保険者が個人事業主の場合には、記名被保険者本人</p>
		<p>●お支払いする保険金の額</p> <p>補償対象者1名につき次の額を限度に、損害の額をお支払いします。</p> <p>疾病入院補償保険金支払限度日額 × 入院した日数(注)</p> <p>(注) 入院した日数は保険証券記載の支払限度日数を限度とし、入院を開始した日から起算して365日を経過した日の翌日以降の入院の日数は含まれません。</p>	
		<p>保険金をお支払いできない主な場合</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。</p> <p>①保険契約者もしくは記名被保険者(注1)またはこれらの業務に従事する場所の責任者の故意</p> <p>②地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)</p> <p>④核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性</p> <p>⑤上記②から④までの事由に随伴して生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由</p> <p>⑥上記④以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑦補償対象者の故意または重大な過失</p> <p>⑧補償対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>⑨治療を目的として医師が使用した場合以外における補償対象者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用</p> <p>⑩治療を目的として医師が使用した場合以外における補償対象者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用</p> <p>⑪補償対象者の妊娠または出産。ただし、異常妊娠、異常分娩または産褥期の異常(注5)の場合は、この規定を適用しません。</p> <p>(2) 当社は、補償対象者が頸部症候群(注6)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、保険金を支払いません。</p> <p>(注1) 保険契約者もしくは記名被保険者とは、保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。</p> <p>(注2) 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。</p> <p>(注3) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。</p> <p>(注4) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。</p> <p>(注5) 異常妊娠、異常分娩または産褥期の異常は、具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コード000から079まで、081から099までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。</p> <p>(注6) 頸部症候群とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。</p>	

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金の額)	
疾病補償 (医療費用 実損型) 特約	疾病医療費用 補償保険金	<p>次のいずれかの事由が発生した場合に、補償対象者が負担した費用に対して、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、社会通念上妥当な金額に限り、支払います。</p> <p>①補償対象者が疾病を発病し、その直接の結果として日本国内の病院等において入院を開始し、治療費用(補償対象者が負担した一部負担金)または入院諸費用(注1)を負担した場合。ただし、補償対象者が入院を開始した日からその日を含めて365日以内に要した費用。</p> <p>②補償対象者が疾病を発病し、その治療のために日本国内の病院等において先進医療、拡大治験または患者申出療養を受け、先進医療・拡大治験・患者申出療養費用(注2)を負担した場合。</p> <p>※1 前記費用のうち、次のいずれかに該当する給付等がある場合はその額を、補償対象者が負担した費用の額から差し引くものとします。</p> <p>①公的医療保険制度を定める法令の規定により支払われるべき高額療養費</p> <p>②公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により、補償対象者に対して行われ</p>	<p>る治療に関する給付(公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った補償対象者に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付(いわゆる「附加給付」)を含みます)</p> <p>③補償対象者が負担した費用について第三者より支払われた損害賠償金</p> <p>④補償対象者が被った損害を補償するために行われたその他の給付(他の保険契約等により支払われた疾病医療費用補償保険金に相当する保険金または共済金を除きます)</p> <p>※2 この特約において「疾病」とは補償対象者が被った身体の障害のうち、傷害、業務に起因して発生した症状、労災認定された疾病等、職業性疾病のいずれにも該当しないものをいいます。</p> <p>(注1) 入院諸費用とは、次のものをいいます。</p> <p>①病院等の承認を得て使用された場合のベッドまたは病室の使用料</p> <p>②補償対象者が下記記表のいずれかの状態に該当し、かつ医師が付添を必要と認めた期間において、</p>

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金の額)
疾病補償 (医療費用 実損型) 特約	疾病医療費用 補償保険金	<p>親族が補償対象者の付添をした場合の交通費または寝具等の使用料</p> <p>③補償対象者の家庭において医師が付添を必要と認めた期間または家事従事者である補償対象者が入院している期間に雇い入れたホームヘルパー(炊事、掃除、洗濯等の世話をを行うことを職業とする者)の雇入費用(ホームヘルパーの紹介料および交通費を含みます)</p> <p>④入院のために必要とした病院等までの交通費、医師が必要と認めた転入院のために必要とした交通費、および退院のために必要とした病院等から住居までの交通費。ただし、(注2)に規定された交通費を除きます。</p> <p>⑤補償対象者が入院時の療養の給付と併せて受けた食事療養または生活療養のうち食事の提供である療養に要する費用</p> <p>(※1)①～③、⑤は、補償対象者が公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用した期間中に負担した費用に限り、(※2)④は、入院した期間の全部または一部において、公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用した場合に限り、(※3)②、③は、いずれも1日につき1名分の費用に限り、</p> <p>(注2)先進医療・拡大治験・患者申出療養費用とは、次の費用をいいます。</p> <p>①先進医療、拡大治験または患者申出療養に要する費用。ただし、基礎的療養部分に対し給付される保険外併用療養費(公的医療保険制度を定める法律に規定された「保険外併用療養費」をいい、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます)を除きます。</p> <p>②次に掲げる交通費</p> <p>ア. 前記①の先進医療、拡大治験または患者申出療養を受けるために必要とした病院等までの交通費</p> <p>イ. 医師が必要と認めた病院等への転入院のために必要とした交通費</p> <p>ウ. 退院のために必要とした病院等から住居までの交通費</p> <p>③先進医療、拡大治験または患者申出療養を受けるために必要とした宿泊費(1泊につき1万円を限度)</p> <p>※3 この特約において、「補償対象者」とは、疾病補償(入院日額型)特約に記載の「補償対象者」に同じとなります。</p> <p>●お支払いする保険金の額</p> <p>補償対象者1名につき次の額を限度に、損害の額をお支払いします。</p> <p>①治療費用または入院諸費用1回の入院につき100万円</p> <p>②先進医療・拡大治験・患者申出療養費用1回につき1,000万円</p> <p>〈別表〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 病状が重篤であって、絶対安静を必要とし、看護人の常時監視を要し、随時適切な処置を講ずる必要がある場合 病状は必ずしも重篤ではないが、手術のため術前・術後の一定期間にわたり、看護人の常時監視を要し、随時適切な処置を講ずる必要がある場合 病状から判断し、常態として次のいずれかに該当する場合 <ol style="list-style-type: none"> 体位変換または床上起座が不可または不能であること。 食事および用便につき介助を要すること。 補償対象者の年齢、体質や病状等の影響により1. から3.までに準ずる状態にあり、常時監視や介護が必要不可欠な場合 <p>保険金をお支払いできない主な場合</p> <p>疾病補償(入院日額型)特約の「保険金をお支払いできない主な場合」に加え、補償対象者の痔核、裂肛または痔瘻を原因として開始した入院によって生じた損害に対しても、保険金をお支払いできません。</p>

特約名	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金の額)
特定疾病 (八大疾病および精神障害) のみ補償特約 (疾病補償特約用)	<p>(1) 疾病補償特約に規定する補償対象者の対象疾病の治療を目的とする場合に限り、この保険契約にセットされた疾病補償特約に従い保険金をお支払いします。</p> <p>(2) 疾病補償特約に規定する補償対象者が、対象疾病以外の疾病による入院中に、対象疾病の治療を目的とする入院(注)を開始した場合は、その対象疾病の治療を目的とする入院(注)を開始した日を疾病補償特約に規定する補償対象者が入院を開始した日とみなし、疾病補償特約および普通保険約款の規定を適用します。</p> <p>(注) 対象疾病の治療を目的とする入院とは、その対象疾病のみによっても入院の必要があるものに限り、</p>

ご加入にあたって

■ ご加入対象者(記名被保険者)

この保険は、全国中小企業団体中央会または都道府県中小企業団体中央会の会員である団体・協同組合等に加入している会員で政府労災保険に加入している事業者が対象となります。
団体の構成員でなくなった場合には、代理店・扱者または当社までご連絡ください。

申込締切日	加入始期月前月末日
保険期間 (ご契約期間)	加入始期月1日午後4時～翌年同月1日午後4時
(第1回目) 保険料引去日	加入始期月の翌月27日(注1)(注2)

(注1)金融機関休業日の場合は翌営業日
(注2)保険料のほか加入申込者ごとに制度維持費500円が毎月加算されます。

■ 保険契約者

この保険契約は全国中小企業団体中央会を保険契約者とし、全国中小企業団体中央会または都道府県中小企業団体中央会の会員である団体・協同組合等に加入している会員で政府労災保険に加入している事業者を加入者とする団体契約です。

■ 補償対象者

記名被保険者の従業員等が補償対象者となります。補償対象者の各区分は右記の契約方式の表のI～IVのとおりとなります。ただし、記名被保険者の業務に従事していない方を補償対象者とすることはできませんのでご注意ください。

✕	例えば、下記の方は補償対象者に含めることができません。		
	シルバー人材センター の会員・登録者	愛好会・クラブ等 の会員	労働組合 の組合員 など

■ 支払限度額・日額

支払限度額・日額とは、保険金をお支払いする限度額・日額をいいます。
支払限度額・日額は、政府労災保険制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ等をご確認ください。

▶ <https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>

■ 契約方式

下記5パターンの契約方式があります。

売上高方式

人数方式

在籍者数方式 労働日数方式 労働時間方式 最大稼働人数方式

売上高方式

下表の区分I～IVすべての方が補償対象者となります(区分を限定してお引受することはできません)。

人数方式

下表の区分I～IVの範囲内で、任意に補償対象者を設定することができます(区分I～IVの項目に限らず、役職名等の基準により補償対象者の範囲を設定することが可能です)。ただし、区分IIの従業員の方は全員を対象にする必要があります(この場合でもパート・アルバイトの方については除外することができます)。

補償対象者区分	内容
I 役員等	記名被保険者の役員等(事業主または役員をいいます)
II 従業員	記名被保険者の従業員(パート・アルバイトを含みます)
III 下請負人等	<記名被保険者が建設者の場合> 下請負人*1およびその役員等および従業員 <記名被保険者が貨物自動車運送事業者の場合> 備車運転者*2およびその役員等および従業員
IV 派遣、委託業者等	I～III以外で、もっぱら、記名被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設(事務所、営業所、工場等)内または記名被保険者が直接事業を行う現場内において、記名被保険者との契約(請負契約、委任契約、労働者派遣契約等)に基づき、記名被保険者の業務に従事する者

※1 建設業の下請負人は数次の下請負人を含みます。

※2 備車運転者は1次下請(1次委託)人に限ります。

■ ご注意いただきたい事項

- 被保険者数割引20%、損害率による割引30%は、毎年10月1日を基準日として決定する割引です。
 - 募集の結果、団体契約の要件*を満たせなかった場合は、一般契約としての再締結が翌月始期契約となる場合があります。
- ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問合わせください。
- ※加入者数が2事業者以上であることが要件となります。本プランにおいては、各月の1日時点でその月の加入者数が2事業者以上であることが要件となります。

あいおいニッセイ同和損保はベルマーク運動に協賛しています。

タフビズ業務災害
補償保険なら
30点!

「すべての子どもに等しく、豊かな環境のなかで教育を受けさせたい」という願いのもと始まったベルマーク運動に、あいおいニッセイ同和損保は協賛会社として参加しています。ベルマークにより、学校に必要な備品・教材などの購入が可能です。
また、これらの購入代金の10%が「災害被災校」への援助や、海外の学校設備の充実などに活用されます。

あいおいニッセイ同和損保が協賛しているベルマーク運動は、災害被災校などに、教材や教育設備品の援助を行っています。



- このパンフレットは「業務災害補償プラン」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。また詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。
- タフビズ業務災害補償保険の「保険証券・普通保険約款・特約集」は保険契約者(全国中小企業団体中央会)に交付されます。
- 「業務災害補償プラン」の正式名称はタフビズ業務災害補償保険(業務災害補償保険)です。
- 「タフビズ業災 ヘルスケアPlus+」は疾病補償(入院日額型)特約もしくは疾病補償(医療費用実損型)特約をセットした業務災害補償保険のペットネームです。

団体・組合

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
TEL:03-5424-0101(大代表)
<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>

(代理店・扱者)

● ご相談・お申込先